

岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年3月22日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託の受託事業者を特定するため、提案書の公募による企画競争を実施します。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照
- (3) 委託期間 契約日から令和8年10月30日まで
- (4) 概算予算額 総額 43,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内
- (5) 支払条件 各年度における支払限度額
 - 令和6年度 20,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内
 - 令和7年度 18,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内※ただし、この支払限度額については概算で算定したものであり、実際の支払限度額は業務内容に基づいて算定する。
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、次のいずれかとします。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 有価証券の提供
 - ③ 銀行等の金融機関の保証
 - ④ 履行保証保険による保証

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）

に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登録のあること。

- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日以降で、国又は地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した DB 手法又は PFI 手法（park-PFI 含む）のアドバイザー業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (5) 単体企業であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和 6 年 4 月 19 日(金)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和 6 年 4 月 2 日(火) 午後 4 時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和 6 年 4 月 9 日(火) 午後 4 時掲載
企画提案書の提出	令和 6 年 4 月 15 日(月) ～令和 6 年 4 月 19 日(金) 午後 5 時必着
ヒアリングの実施	令和 6 年 5 月 8 日(水)又は 9 日(木)（予定） ※詳細な日時は、後日お知らせします。
審査結果の通知	令和 6 年 5 月 10 日(金) 頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和 5 年度(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-15-0-0-0-0-0.html>) からダウンロードすること。

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、件名を「【企画競争質問】岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託」として、質問書【様式 1】を岡山市総務局総務部新庁舎整備課（shinchousha@city.okayama.lg.jp）へ提出すること。（質問がない場合、提出不要）

また、電子メール送信後に電話（086（803）1151）で到着確認をすること。

(2) 質問受付期間

公示日～令和 6 年 4 月 2 日(火) 午後 4 時まで

(3) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）に掲載

(4) 回答日時

令和6年4月9日(火) 午後4時掲載

(5) 留意事項

- ① 質問受付期間外の質問、所定の様式以外での質問及び定められた方法以外の質問は受け付けない。
- ② 他の提案者に関する質問及び評価基準の配点等の審査に支障をきたす質問については受け付けない。
- ③ 回答は、仕様書（案）等の修正又は追加とみなす。

7 資料の貸与

仕様書(案)「II 特記仕様 7 業務内容 (2)事業実施に向けて条件の整理 ①業務条件の整理」に記載している業務の成果品の一部をデータ（DVD-R）で貸与します。

(1) 貸与方法

岡山市総務局総務部新庁舎整備課に来庁し、備え付けの借用書に必要事項を記載の上、提出すること。なお、あらかじめ電話で確認の上、来庁すること。

(2) 貸与資料の返却

令和6年5月9日(木)までに返却すること。

(3) その他

企画提案書に使用することも含め、貸与資料の複製は禁止する。また、第三者に流布することがないように取り扱いには注意すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

「(4)提出書類」に記載の企画提案書等を岡山市総務局総務部新庁舎整備課に持参又は郵送で提出してください。なお、持参の場合は、あらかじめ電話で確認を行ってください。また、郵送の場合は、「岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(2) 提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市総務局総務部新庁舎整備課（岡山市役所本庁舎3階）
電話：086（803）1151

(3) 企画提案書提出期間

令和6年4月15日(月)～令和6年4月19日(金) 午後5時必着

(4) 提出書類 (提案書)

- ① 企画競争参加申請書【様式2】1部
代表者印（岡山市への届出の印）を押印すること。
- ② 実績証明書（参加資格確認用）【様式3-1】1部
- ③ 実績証明書（評価用①）【様式3-2】1部
- ④ 実績証明書（評価用②）【様式3-3】1部
- ⑤ 配置予定者調書①【様式4-1】1部
管理技術者、業務責任者、照査技術者について作成すること。
- ⑥ 配置予定者調書②【様式4-2】1部
管理技術者、業務責任者について作成すること。
- ⑦ 配置予定者調書③【様式4-3】1部
管理技術者、業務責任者について作成すること。
- ⑧ 配置予定者調書④【様式4-4】1部
管理技術者、業務責任者、担当技術者のうち建築士（一級）を有する者1名以上について作成すること。
- ⑨ 配置予定者調書（手持ち業務調書）【様式4-5】1部
業務責任者について作成すること。
- ⑩ 企画提案書..... 18部
「9 企画提案書」のとおり作成すること。
- ⑪ 見積書【様式8】1部
見積書の記載に当たっては、本体価格（税抜）及び消費税額（地方消費税を含む）をそれぞれ記載し、併せて合計額も表示すること。
- ⑫ 見積内訳書（任意様式）1部

(5) 注意事項

- ① 企画競争参加申請書【様式2】の担当者欄へ連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ② 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤ 参加申請書の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに企画競争参加辞退届【様式9】を電子メールで提出すること。

9 企画提案書

- (1) 提出部数..... 18部

- ① 正本
会社名のあるもの..... 1 部
- ② 副本
会社名のないもの 17 部
- (2) 構成等
 - ① 表紙
 - ・ 「岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託 企画提案書」と記載すること
 - ・ 正本のみに、会社名を記載すること
 - ② 目次
 - ③ 取組方針【様式 5】
 - ・ 2 枚以内で作成すること
 - ・ 副本の商号又は名称欄は、記入しないこと
 - ・ 副本には、会社名の記載又は会社名を類推できる表現を行わないこと
 - ④ 業務実施体制調書【様式 6】
 - ・ 副本の商号又は名称欄は、記入しないこと
 - ⑤ 提案内容【様式 7】
 - ・ 「(3) 提案内容の項目」の項目ごとに作成し、1 項目につき 2 枚以内で作成すること
 - ・ 副本の商号又は名称欄は、記入しないこと
 - ・ 副本には、会社名の記載又は会社名を類推できる表現を行わないこと
- (3) 提案内容の項目
 - ① 業務工程及び実施体制
 - ② モデルプラン検討
 - ③ 事業者選定支援
 - ④ 自由提案
- (4) 留意事項
 - ① A4 サイズ（縦）、カラー印刷、片面印刷とすること
 - ② 左綴じとし、2 か所をホッチキス留めすること
 - ③ 文字のフォントは、11 ポイント以上とすること（図表を除く）
 - ④ 下部にページを記入すること
 - ⑤ 専門用語を使用する場合は、一般用語を用いた注釈等で解説すること

10 特定方法等

- (1) 審査体制

岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託企画競争委員会（以下「委員会」という。）で審査を行います。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類の審査により参加資格が満たされている者について、提出書類及び提案者へのヒアリングにより審査を行います。
- ② 評価基準（(4) 評価基準 参照）をもとにヒアリング出席委員一人あたり 100 点満点で審査します。
- ③ 各委員の合計点により、最適提案者（最高得点者）及び次順位提案者（次点）を特定します。
- ④ 合計点が同点の提案者があり、最適提案者及び次順位提案者が特定できない場合、経済性（見積額）を除く項目の合計点により、最適提案者及び次順位提案者を特定します。
- ⑤ 上記④の場合においても同点の場合は、くじ引きによるものとします。当該提案者のうち、くじを引かない提案者がいる場合は、これに代えて当該事務に関係のない本市職員にくじを引かせるものとします。
- ⑥ 合計点が岡山市の求める最低限の水準（ヒアリング出席委員数×100 点の 6 割）に達していないと判断された提案者は、最適提案者及び次順位提案者として特定しません。

(3) ヒアリングの実施

- ① 説明時間は 1 提案者につき 20 分以内とし、質疑応答を含め 30 分程度の予定です。参加者数により、時間を調整する場合があります。
- ② 説明は、業務実施体制調書【様式 6】に記載された者が行うこととします。なお、出席者は 3 名以内とします。
- ③ 電子計算機等の機器を使用せず、提出した企画提案書（副本）による説明とします。
- ④ ヒアリングの詳細（日時、場所等）については、後日お知らせします。

(4) 評価基準

別添 岡山市新庁舎周辺施設整備事業アドバイザー業務委託評価基準のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合

- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 新庁舎整備課以外の関係部署に、本企画競争に関する質問等を行った場合
- ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑦ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑧ その他、委員会で本事業の履行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適提案者に対しては、提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者に対しては、提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

(7) 特定結果の公表

最適提案者等の特定結果は、ホームページに公表します。

11 契約手続等

- (1) 最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。
- (2) 委員会で特定された最適提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。
- (3) 配置予定者調書及び業務実施体制調書に記載した者を本業務に配置してください。ただし、病休、退職等の特別な事由がある場合に限り、事前に市の了承を得たうえで、同等の要件を満たす別の者に変更できます。
- (4) 最適提案者と協議が整わない場合又は最適提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合、次順位提案者と協議できるものとします。

12 その他留意事項

- (1) 本企画競争の参加に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個

人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。

- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 本公示に記載のない事項については、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (9) 本業務の受託者は、本業務がアドバイザーの対象とする事業の入札参加者又は入札参加者の構成企業となることができません。また、本業務の受託者と資金や人事面において関連があると認められる者も同様とします。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。）

13 提出先・問い合わせ先

岡山市総務局総務部新庁舎整備課（岡山市役所本庁舎3階）

担当：本田、大谷

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086（803）1151

FAX：086（803）1141

電子メール：shinchousha@city.okayama.lg.jp